

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
五建工業株式会社	東京都千代田区内神田1-16-3	

2. 指名停止措置期間 令和6年7月9日 ~ 令和6年8月8日 (1箇月)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

五建工業(株)の使用人は、元東京都千代田区議会議員から、同区の職員を通じて、同区発注案件の入札情報を得た見返りに、贈賄行為を行った。
なお、贈賄行為の公訴時効(3年)の期間が経過しており、逮捕等は行われていない。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第9号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 9 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等に相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)